

3 地域指定一覧

(R7. 4. 1現在)

区分 市町名	地方拠点都市	過疎	辺地 (※)	山振	離島	特定農山村	農村産業	中部圏	近畿圏	半島	リゾート
津市	○		6	○		○	○ 旧市町村	○△	△		
四日市市								○△	△		
伊勢市			2			○	○	○△	△	○	○
松阪市	○	○ 旧飯南町 旧飯高町	6	○		○	○	○△	△	○ 旧松阪市 旧飯南町 旧飯高町	
桑名市						○		○			
鈴鹿市						○		○△	△		
名張市	○			○		○	○	△	○△		
尾鷲市		○	1			○	○			○	○
亀山市			1	○		○	○	○△	△		
鳥羽市		○	8	○	○	○	○	△	△	○	○
熊野市		○		○		○	○		△	○	○
いなべ市			10	○		○		○△	△		
志摩市		○	1		○	○	○	△	△	○	○
伊賀市	○	○ 旧島ヶ原村 旧阿山町 旧大山田村 旧青山町	22	○		○	○	△	○△		
市計	4	6	57	8	2	13	10	12	12	6	5
木曽岬町								○			
東員町								○			
菰野町							○	△	△		
朝日町								○			
川越町								○			
多気町	○		15	○		○	○			○	
明和町	○						○	○		○	○
大台町		○	7	○		○	○		△	○	
玉城町							○			○	○
度会町			16	○		○	○			○	
大紀町		○	4	○		○	○			○	○
南伊勢町		○	7	○		○	○	△	△	○	○
紀北町		○		○		○	○			○	○
御浜町			4	○		○	○		△	○	○
紀宝町			2	○		○	○		△	○	○
町計	2	4	55	8	0	8	11	7	5	10	7
県計	6	10	112	16	2	21	21	19	17	16	12

中部圏：○都市整備区域、○都市開発区域、△保全区域（下線の市町は行政区域の一部が区域指定に係るもの）

近畿圏：○都市開発区域、△保全区域（下線の市町は行政区域の一部が区域指定に係るもの）

※辺地については、R7. 3. 31時点のものです。

地方拠点都市地域

〔地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の
再配置の促進に関する法律〕



過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法）



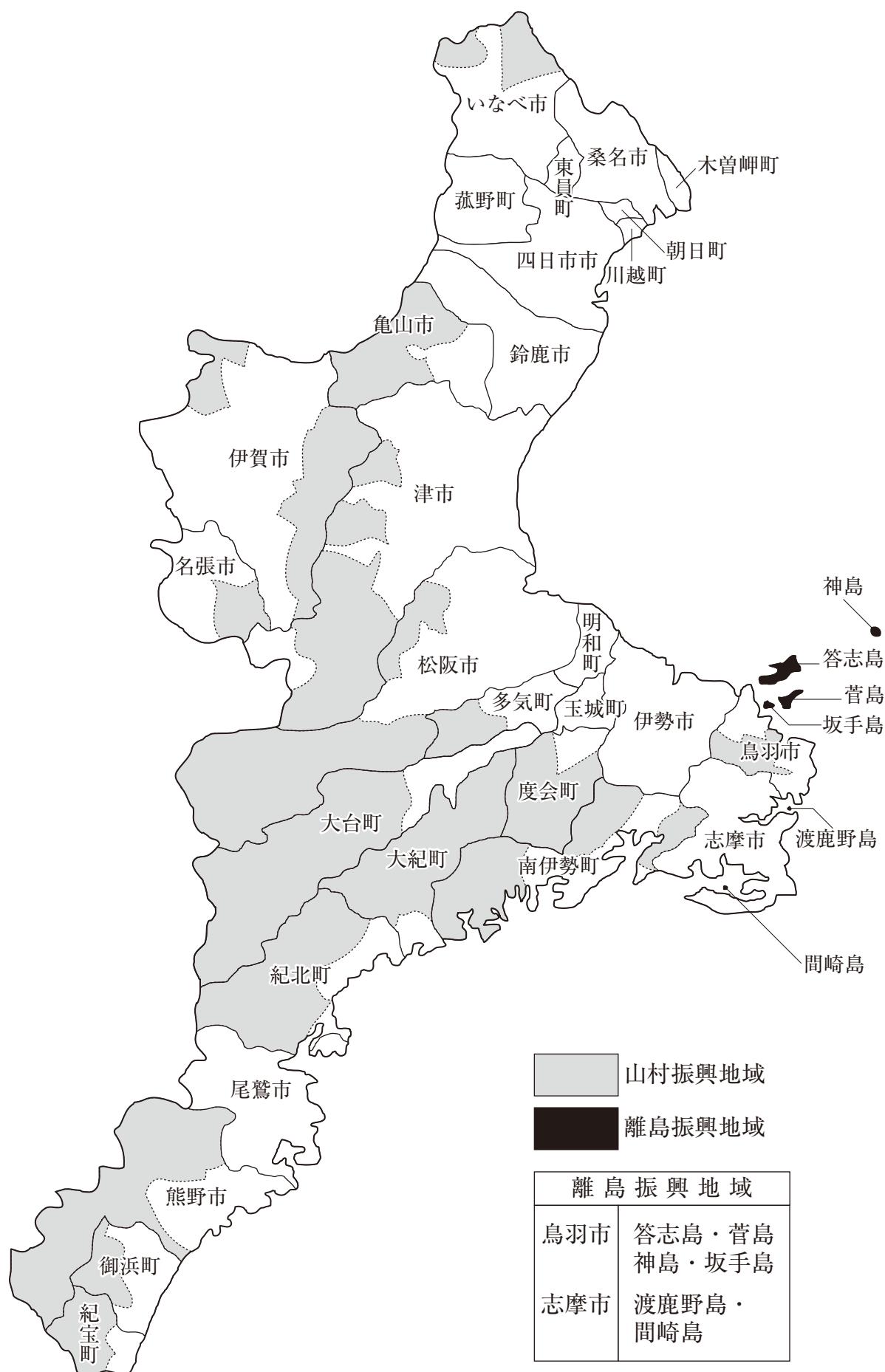
辺地所在市町

〔辺地に係る公共的施設の総合整備のための
財政上の特別措置等に関する法律〕



山村振興地域（山村振興法「振興山村の指定」）

離島振興地域（離島振興法「指定地域」）



特定農山村

〔特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律〕

